

○秩父市広報紙等広告掲載取扱要綱

平成17年4月1日

告示第24号

改正 平成20年5月12日告示第119号

(題名改称)

平成23年8月17日告示第182号

平成31年1月30日告示第19号

令和2年2月27日告示第30号

(趣旨)

第1条 この告示は、市の広報紙又は印刷物（以下「市報ちちぶ等」という。）の
広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(平20告示119・一部改正)

(掲載の範囲)

第2条 市報ちちぶ等に掲載する広告（以下「広告」という。）は、次の各号のい
ずれにも該当しないものとする。

- (1) 市報ちちぶ等の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12
2号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他広告として掲載することが妥当でないと市長が認めるもの

(平20告示119・一部改正)

(申込者の資格及び掲載の優先順位)

第3条 広告を掲載することができる者は、市内に住所又は事業所を有するものと
する。

2 広告掲載の優先順位は、原則として申込み順とする。ただし、印刷物について
は、この限りでない。

(平20告示119・一部改正)

(広告掲載の申込み等)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、広告掲載申請書
（様式第1号。以下「申請書」という。）に掲載しようとする原稿を添えて、掲

載希望月の2月前の25日（1月号の掲載申請は、11月20日）までに市長に提出しなければならない。ただし、その日が秩父市の休日を定める条例（平成17年秩父市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日までに申請しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、掲出の可否を決定する。
- 3 市長は前項の規定に基づき広告掲出の可否を決定したときは、その結果を広告掲載（非掲載）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、やむを得ない事由がある場合に限り、既に決定された広告掲載内容を変更することができる。

（平20告示119・平31告示19・令2告示30・一部改正）

（広告の位置、規格及び掲載料）

第5条 市報ちちぶにおける広告の位置、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

- 2 市の印刷物における広告の位置、規格及び掲載料は、掲載募集の都度あらかじめ公示するものとする。

（平20告示119・一部改正）

（掲載料の納入等）

第6条 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「掲載者」という。）は、市長の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに掲載料を納入しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第7条 市長は、掲載者が指定期日までに掲載料を納入しなかったとき又はこの告示に反する行為があると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（委任）

第8条 この告示に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の秩父市広報紙広告掲載取扱要綱(平成16年秩父市告示第128号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年5月12日告示第119号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成23年8月17日告示第182号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年1月30日告示第19号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和2年2月27日告示第30号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

(平23告示182・平31告示19・一部改正)

区分	位置	規格	掲載料
1号広告	お知らせのページ(原則下面1段、	縦56mm 横88mm、1色刷り	1回当たり 15,000円
2号広告	編集により下面2段)	縦56mm 横180mm、1色刷り	1回当たり 30,000円

様式第1号(第4条関係)

広告掲載申請書

年 月 日

秩父市長 様

申請者

住 所

会社名等

代表者名

電話番号()

FAX番号()

秩父市広報紙等広告掲載取扱要綱第4条第1項の規定により、掲載原稿を添えて、次のとおり申請します。

1 市報ちちぶへの広告

		第1希望	第2希望	
	広告掲載希望月	月	月	
	広告の大きさ	号	号	

※ 1号広告…縦56mm、横88mm

2号広告…縦56mm、横180mm

※ 掲載原稿を添付し、申請してください。

2 市の印刷物への広告

(1) 印刷物名:

(2) 掲載希望箇所:

(3) 広告の大きさ:

※ 掲載原稿を添付し、申請してください。

様式第2号(第4条関係)

広告掲載(非掲載)決定通知書

年 月 日

様

秩父市長



年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

1 次の条件を付して「市報ちちぶ」に掲載します。

- (1) 市報ちちぶ 年 月号
- (2) 広告掲載料は、納入通知書を発した日から14日以内に指定金融機関に納入すること。
- (3) 掲載が決定したときは、原則として掲載者は掲載の取下げはできない。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、この決定通知を変更し、又は解除することができる。
 - ア 市報ちちぶの発行上重要な変更が生じたとき。
 - イ 市報ちちぶの編集上重要な支障が生じたとき。

2 次の条件を付して に掲載します。

- (1) 掲載箇所・大きさ：
- (2) 広告掲載料は、納入通知書を発した日から14日以内に指定金融機関に納入すること。
- (3) 掲載が決定したときは、原則として掲載者は掲載の取下げはできない。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、この決定通知を変更し、又は解除することができる。
 - ア 当該印刷物を印刷しなかったとき。
 - イ 当該印刷物の作成上重要な変更又は支障が生じたとき。

3 掲載しません。

理由：

※ 掲載が決定した場合には、後日、校正依頼の御連絡をいたします。

様式第1号（第4条関係）

（平20告示119・全改）

様式第2号（第4条関係）

（平20告示119・全改）